

(事故自動緊急通報装置)

第51条の4 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第43条の8の規定は適用しない。

- 一 令和元年12月31日以前に製作された自動車
 - 二 令和2年1月1日から令和3年6月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和元年12月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和2年1月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和元年12月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と事故自動緊急通報装置に係る機能及び性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和3年6月30日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 2 令和3年7月1日以降に製作された自動車のうち国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第67条の4及び第145条の4中「同規則の規則35.(通報先に係る部分を除く。)」とあるのは「同規則の規則35.(通報先に係る部分を除く。)及び35.2.」と読み替えることができる。